

地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要 (平成29年度当初予算関連法案)

I 一般財源総額及び地方交付税総額の確保と算定内容の改正（通常収支分）

(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

- 一般財源総額について増額確保するとともに、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金等を活用し、地方交付税総額について、16.3兆円を確保

区分	平成29年度	平成28年度	増減額
一般財源(地方税+地方交付税等)	62兆 803億円	61兆6,792億円	+4,011億円
うち地方交付税	16兆3,298億円	16兆7,003億円	▲3,705億円

- 財源不足額を国と地方が折半して補填するルールを平成31年度まで3年間延長
- 交付税特別会計借入金に係る償還計画の見直し

※ 各年度の償還額

平成29～31年度: 4千億円 平成32～36年度: 償還額を1千億円ずつ増額

平成37～64年度: 1兆円（平成64年度のみ7,135億円）

(2) 算定内容の改正

- 平成29年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正
- 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、基準財政収入額に100%算入

【地方交付税法、特別会計に関する法律、地方財政法、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律】

II 震災復興特別交付税の確保（東日本大震災分）

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を4,503億円確保

※ 平成29年度に確保する額 : 3,464億円
平成28年度に確保した額のうち年度調整分 : 1,039億円

【地方交付税法】

施行期日 平成29年4月1日